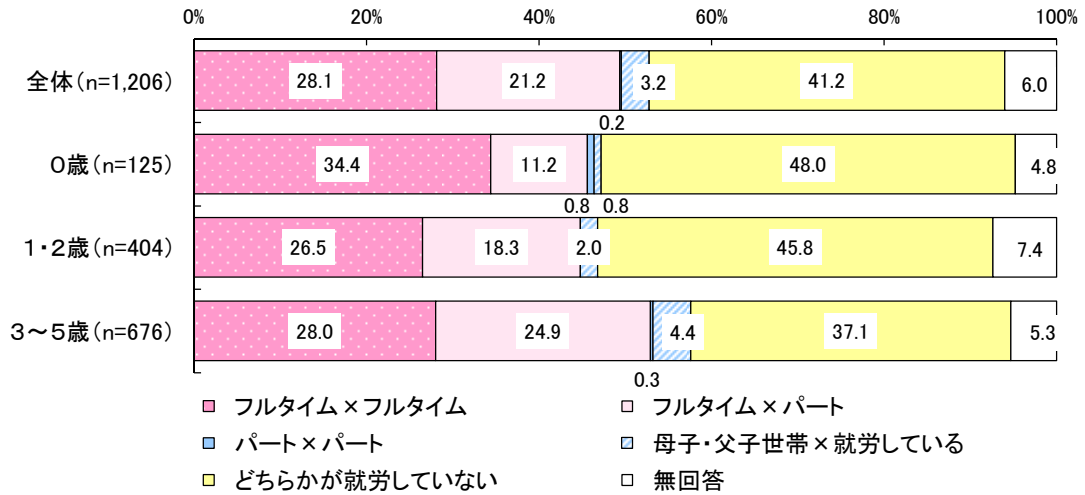


資料

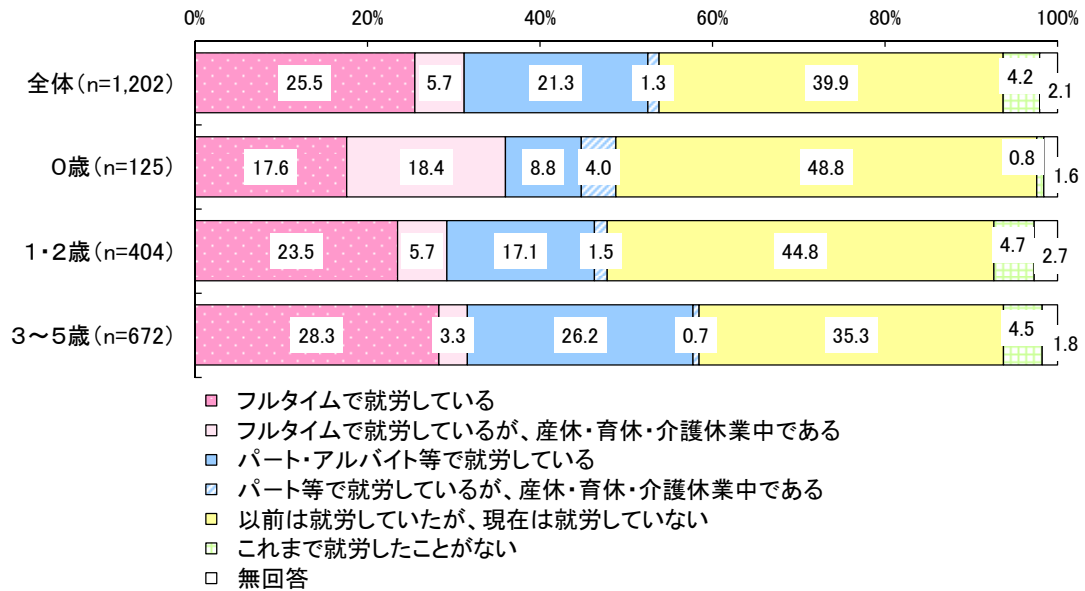
1 アンケート結果（抜粋）

（1）保護者の就労状況

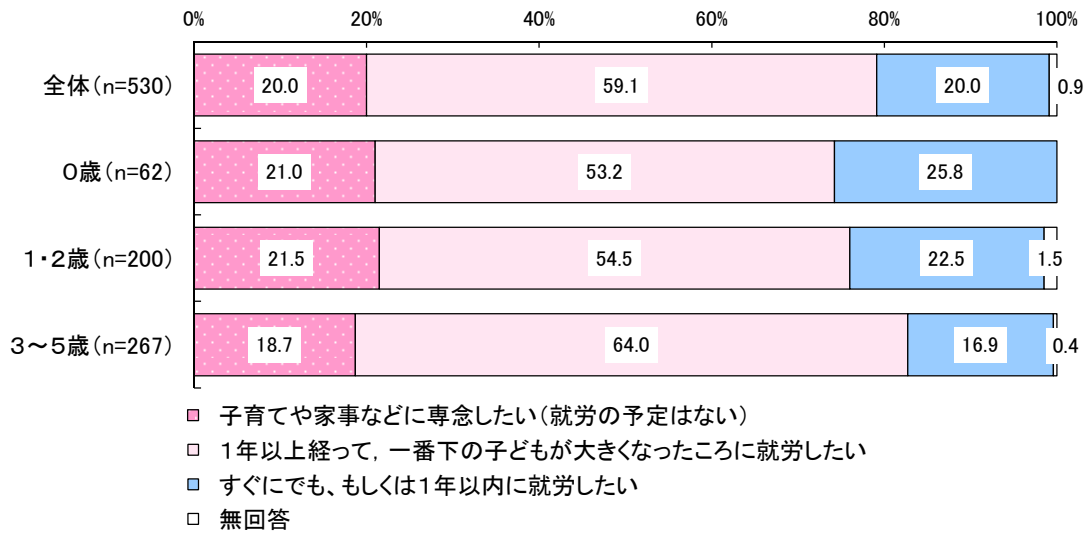
【両親の就労状況/年齢区分別】



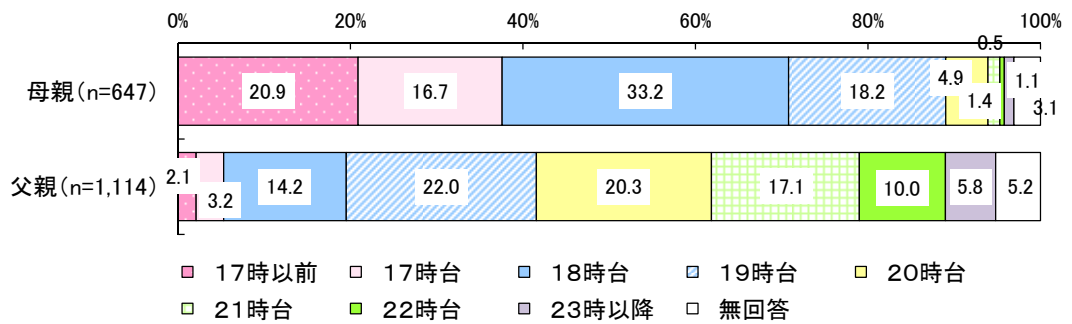
【母親の就労状況/年齢区分別（父子世帯を除く）】



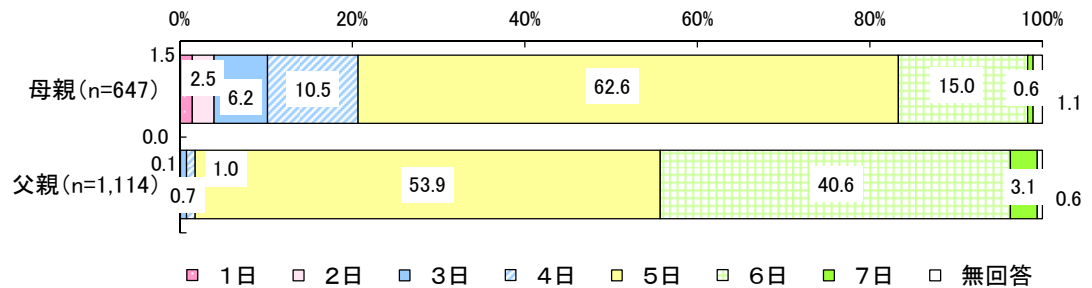
【就労していない母親の就労希望/年齢区分別(就労していない母親)】



【母親・父親の帰宅時間(就労している親)】

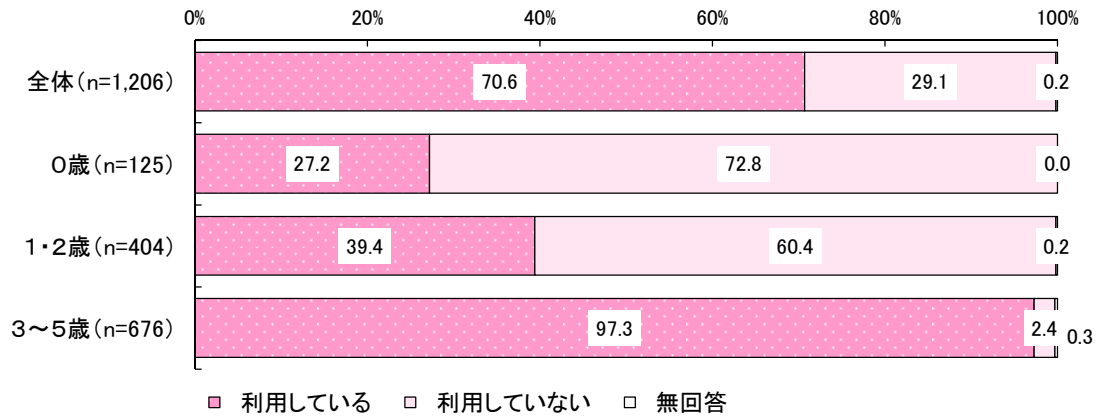


【母親・父親の1週当たりの就労日数(就労している親)】

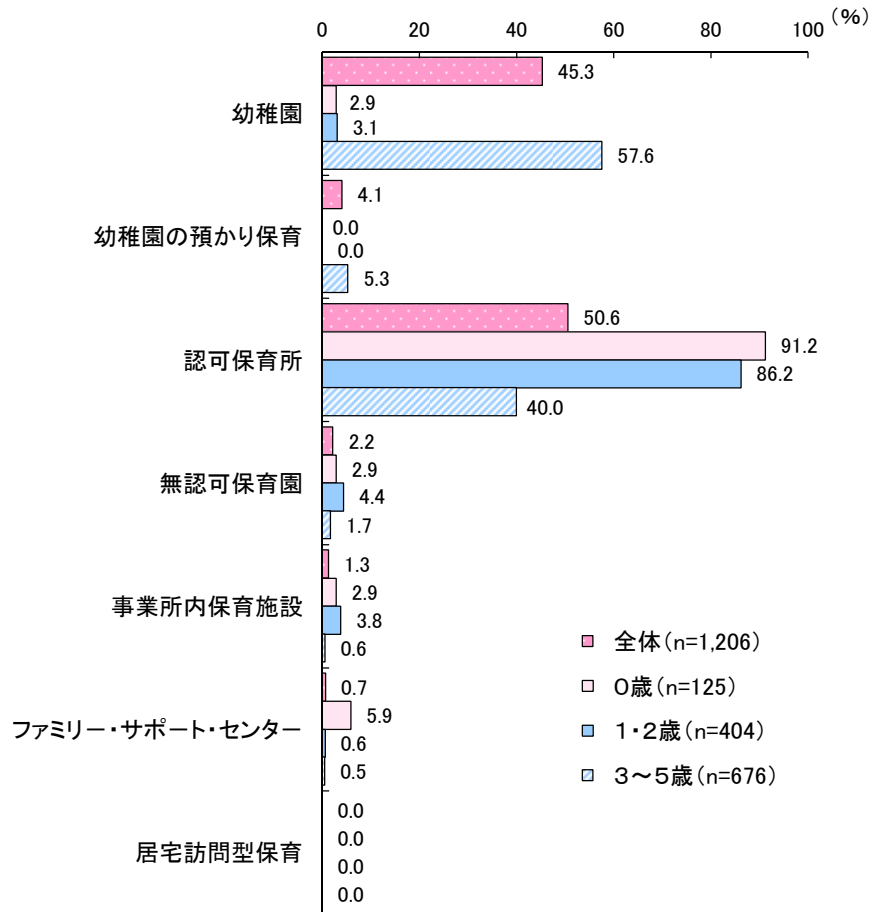


(2) 学校教育・保育事業の利用状況と利用希望

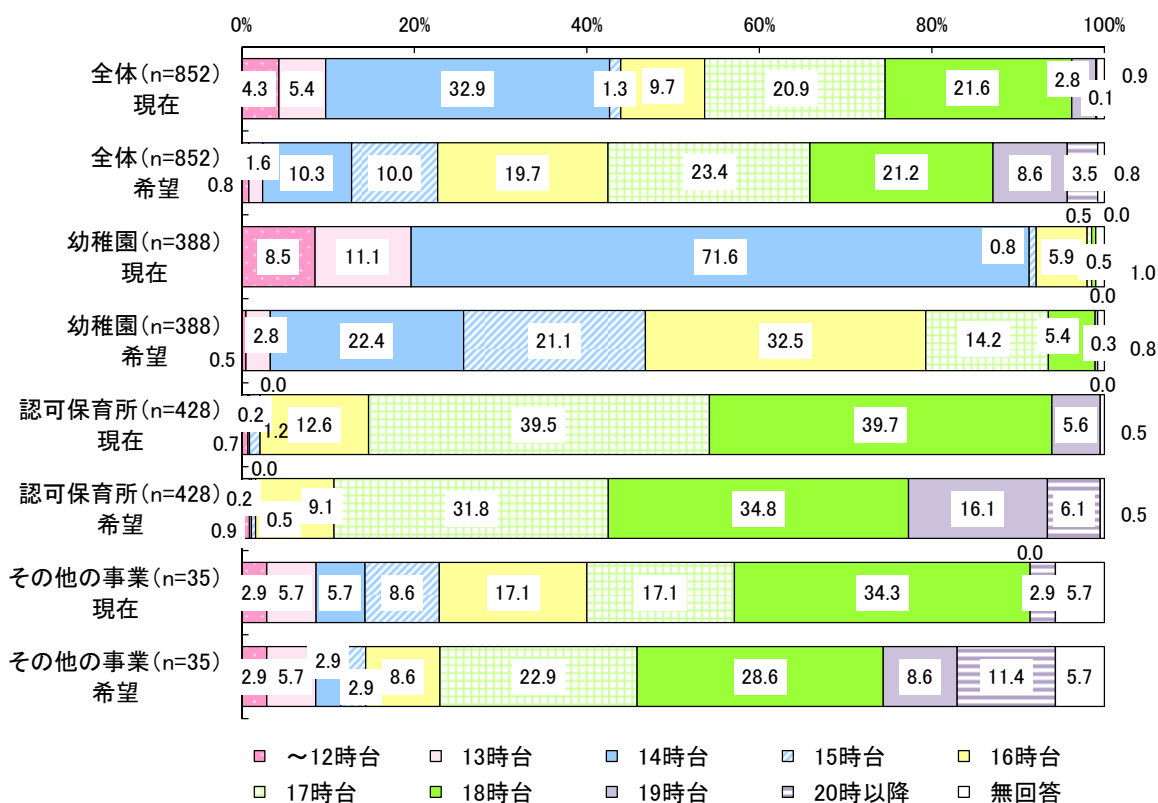
【定期的な幼児教育・保育事業の利用状況/年齢区分別】



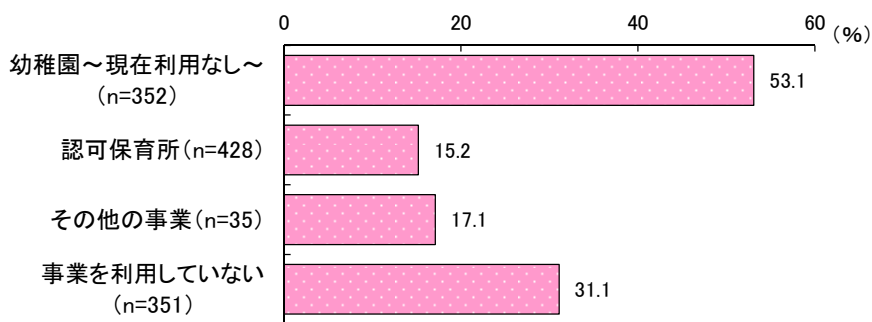
【利用している事業/年齢区分別】



【終了時間/事業別】



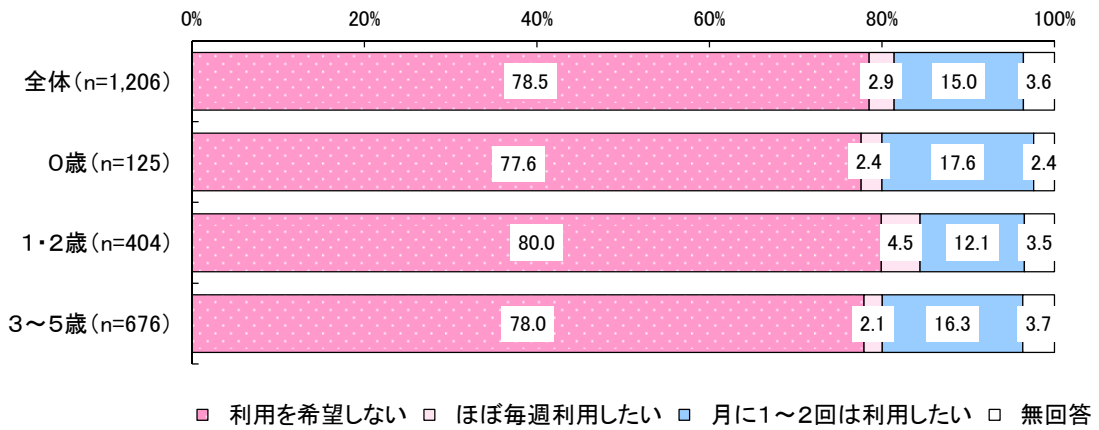
【幼稚園の預かり保育の利用希望/現在の利用状況別】



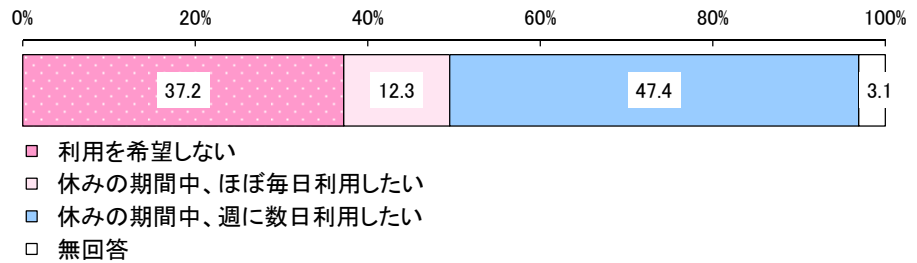
【事業を選ぶ際に重視すること/事業別】

	回答数	居住地に近い場所	勤務先の近く・通勤に便利な場所	延長保育や休日保育など保育機能	教育・保育の方針・内容	幼稚園教諭、保育士などの対応	利用料金の安さ	その他	無回答
全体	1,206	73.2	17.6	15.8	29.8	34.8	14.4	1.7	0.7
幼稚園	436	87.4	3.9	8.5	24.1	32.6	17.2	2.1	0.2
認可保育所	382	65.4	33.0	20.7	32.2	28.8	9.4	1.8	0.8
認定こども園	17	64.7	11.8	11.8	41.2	58.8	-	5.9	-
幼稚園・認可保育所	128	70.3	20.3	21.1	25.8	41.4	17.2	0.8	-
幼稚園・認定こども園	64	65.6	14.1	10.9	37.5	48.4	20.3	1.6	-
認可保育所・認定こども園	68	64.7	23.5	30.9	38.2	36.8	13.2	1.5	-
幼稚園・認可保育所・認定こども園	74	51.4	17.6	20.3	45.9	52.7	14.9	-	-
その他の事業のみ	19	73.7	10.5	10.5	21.1	26.3	21.1	-	5.3

【日曜日・祝日の事業の利用希望/年齢区分別】

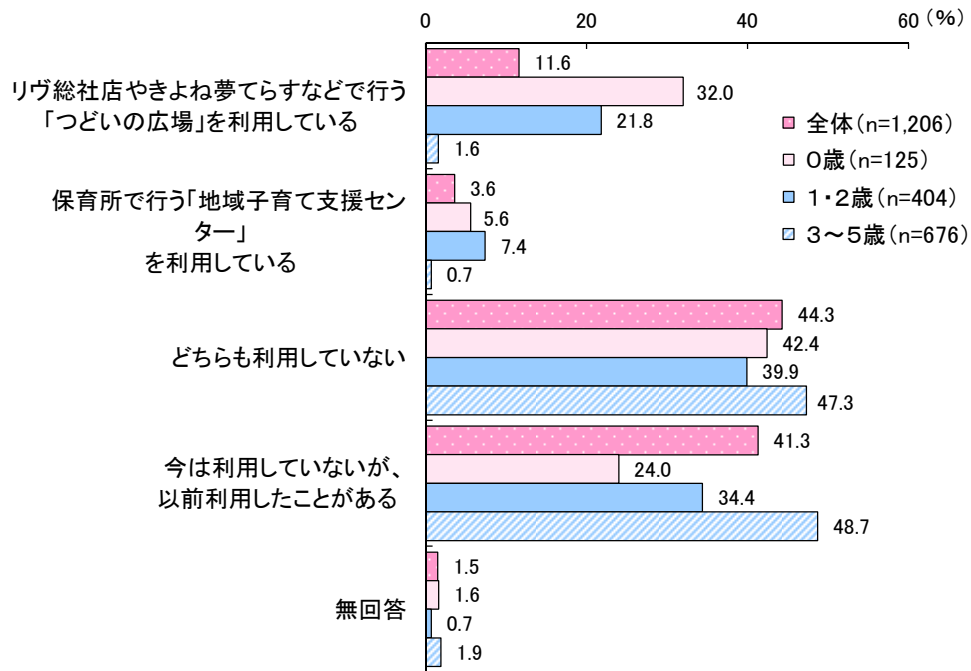


【長期休暇中の事業の利用希望(幼稚園を利用している子ども)】 n=382

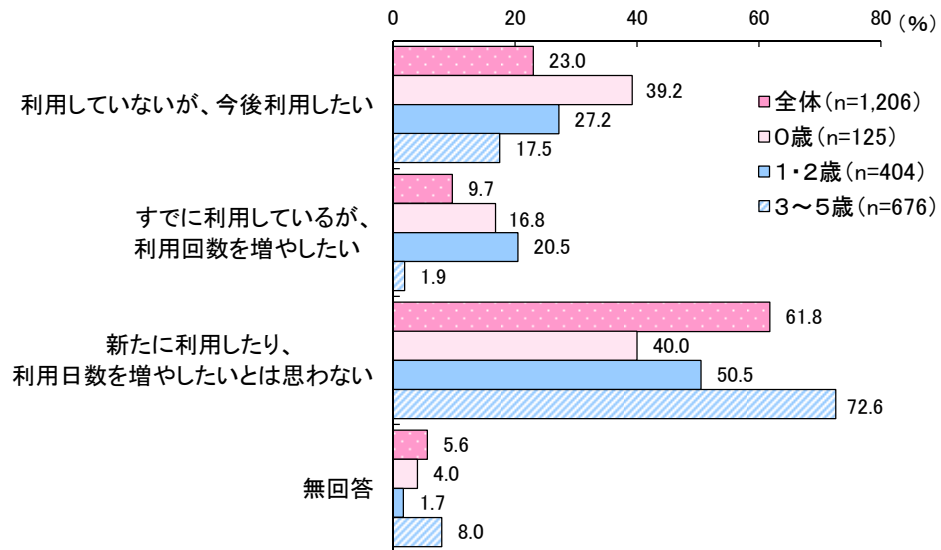


(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望

【子育て支援センター等の利用状況/年齢区分別】

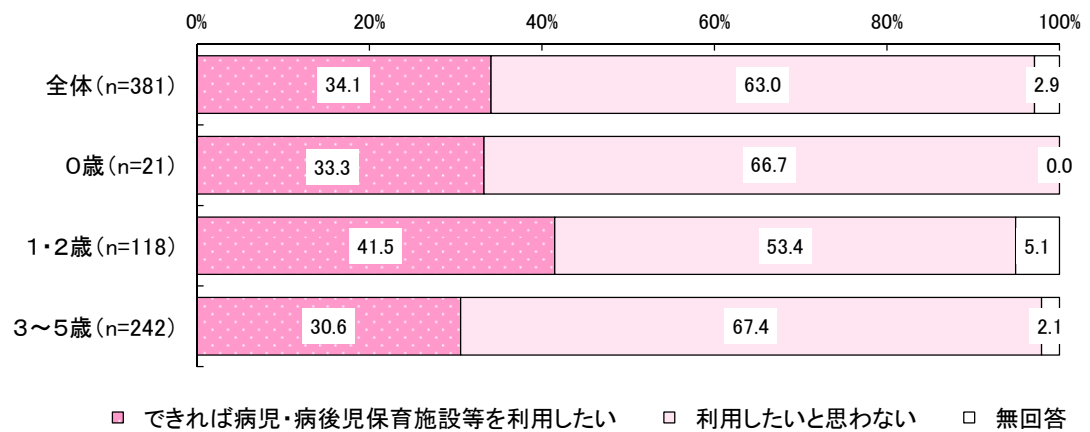


【子育て支援センター等の利用希望/年齢区分別】



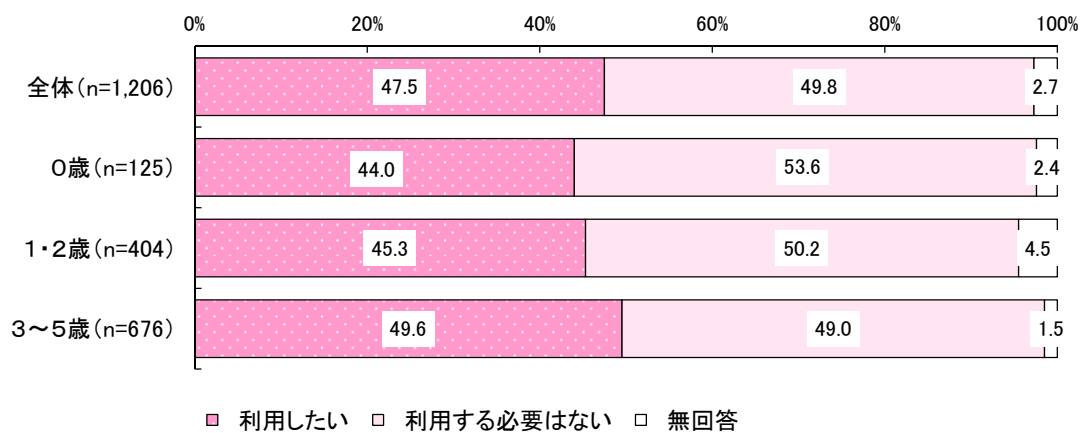
(4) 病児・病後児保育の利用希望

【病児・病後児保育の利用希望/年齢区分別(父親・母親が休んだ経験がある世帯)】



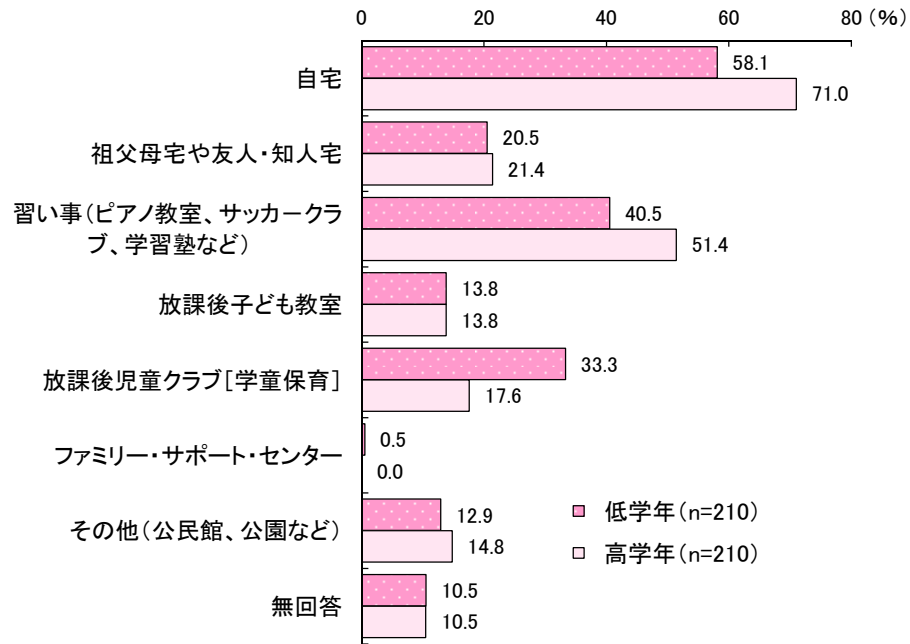
(5) 日中の一時的な保育の利用希望

【一時的な保育の利用希望/年齢区分別】 n=1,206



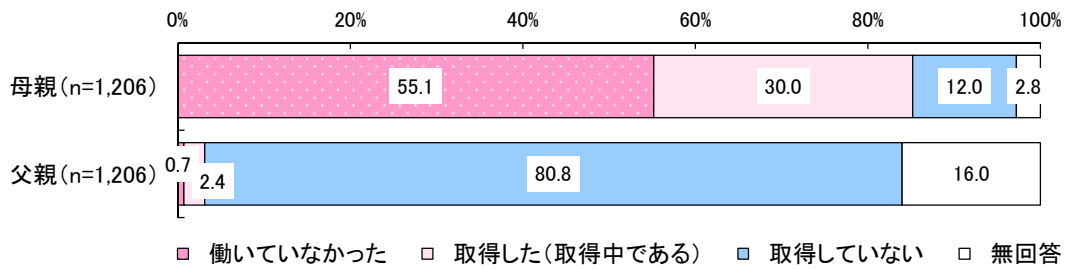
(6) 放課後児童クラブの利用希望

【放課後の過ごし方(5歳以上の子ども)】



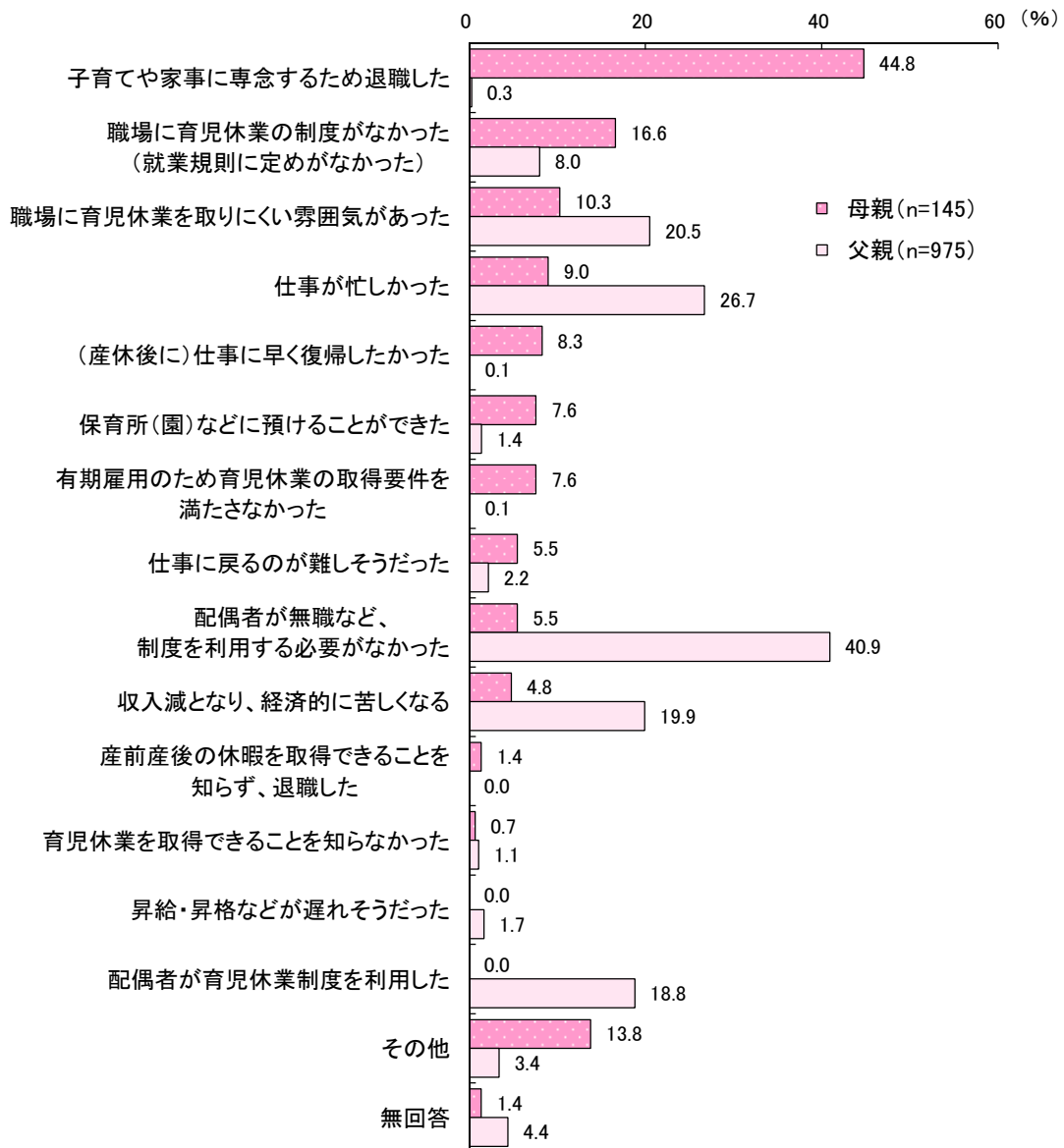
(7) 育児休業の取得状況

【育児休業の取得状況】



資料

【育児休業を取得していない理由】



2 総社市子ども・子育て会議条例

平成25年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条及び総社市子ども条例(平成21年総社市条例第28号)第22条の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について、調査審議するため、総社市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 総社市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則

総社市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市子ども・子育て会議条例（平成25年総社市条例第10号）第5条の規定に基づき、総社市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会議を代表し、会議の事務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長又は市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(専門研究部会)

第4条 会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、会議の委員をもって組織し、各部会に属する委員は会長が指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

4 総社市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有するもの	岡山県立大学	教 授	近藤 理恵
(条例第3条第1号)	くらしき作陽大学	教 授	林 直人
公募委員 (条例第3条第4号)	公募委員	子育て当事者	山本 章江
各種関係団体の 代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会 長	服部 剛司
	保育所 PTA 代表者	清音保育園 PTA 代表	古屋 洋平
	総社市幼稚園長会	会 長	松森 玲子
	幼稚園PTA代表者	阿曾幼稚園 PTA 代表	貝原 章文
	総社北小学校区放課後 児童クラブ	運営委員長	矢吹 雄三
	総社市社会福祉協議会	事務局長	佐野 裕二
	NPO法人 保育サポート あい・あい	理事長	中島久美子
	子育て応援こっこ	代 表	福光 節子
	親子クラブ	代 表	鎌田佐千代
	総社市民生委員児童委員 協議会	主任児童委員 部長	角田 ヒロミ
	吉備医師会	会 員	山本 裕子
	総社市愛育委員協議会	会 長	山下 芳枝
	総社商工会議所	事務局次長	石原 和則
	総社吉備路商工会	会 長	吉澤 威人
総社地区労働福祉 協議会	議 長	高木 由夫	
関係行政機関の職員 (条例第3条第3号)	岡山県備中保健所	課 長	水嶋 明子
	倉敷児童相談所	所 長	山本 繁
	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所長	所 長	平尾 有

5 策定経過

期 日	内 容
平成25年 7月 9日	第1回子ども・子育て会議の開催
	委員の委嘱, 正副会長の選出
	事業計画策定の主旨の説明と, 策定のためのニーズ調査案を提示
平成25年 8月30日	ニーズ調査の実施, 就学前児童世帯2, 000件抽出 (~9月30日まで)
平成25年12月19日	第2回子ども・子育て会議の開催
	ニーズ調査結果の報告と, 事業計画構成案を提示
平成26年 1月30日	子育て支援団体等へのヒヤリング
平成26年 3月14日	第3回子ども・子育て会議の開催
	学校教育・保育提供区域の設定を検討
	学校教育・保育の量の見込みと確保方策を提示し, 検討
平成26年 4月18日	地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込みを提示し, 検討
	量の見込みを県へ報告
平成26年 5月27日	第4回子ども・子育て会議の開催
	学校教育・保育の提供体制の確保方策を提示し, 検討
	事業計画骨子案を提示し, 検討
	新制度に係る条例制定について説明
平成26年 7月 2日	一般市民向けの新制度説明会の開催をスタート
平成26年 7月11日	第5回子ども・子育て会議の開催
	事業計画の素案を提示し, 検討
	新制度に係る条例等の基準案を提示し, 検討
	条例等の基準案に対するパブリックコメントの実施 (~7月25日まで)
平成26年 9月19日	新制度に関する条例案の議決
平成26年 9月25日	確保方策を県へ報告
平成26年11月17日	学校教育・保育の支給認定事務の開始 (~12月22日まで)
	幼稚園・保育所の入所受付の開始
平成26年12月18日	第6回子ども・子育て会議
	事業計画案を提示し, 検討
平成27年 1月23日	事業計画案に対するパブリックコメントの実施 (~2月13日まで)
	事業計画案を県へ報告

6 用語説明

用語		内容
あ行	育児休業	1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。
か行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）。
	家庭的保育	主に3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。
	合計特殊出生率	15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	平成27年4月1日施行。すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目的とし、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充実に関する法。

用語		内容
さ行	次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)	平成 15 年 7 月から段階施行。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を実現することを目的とた、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する、平成 17 年度から 26 年度までの時限立法。地方公共団体及び事業主に対し次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10 年間の集中的・計画的な取組を推進する。平成 26 年 4 月に一部改正され、平成 27 年度から 36 年度までの 10 年間延長されることが決定され、地方公共団体の行動計画の策定は任意となった。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一種で、児童の遊びを指導する児童厚生員が配置されている。
	児童虐待	親などの保護者や、その同居人などが児童に虐待を加えること。暴力などによる身体的な虐待、食事を与えないなどのネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。
	周産期医療	基本的には、ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理その他の新生児医療をいう。
	出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口 1000 人当たりの、1 年間の出生児数の割合をいう。
	小規模保育	主に 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取り組み。
	親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯うち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
	その他の親族世帯	2 人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯。
た行	単独世帯	世帯人員が 1 人の世帯。
は行	非親族世帯	2 人以上の世帯人員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除くこと。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取り組みを推進する事業。

用語		内容
ま行	未婚率	未婚者（まだ結婚をしたことのない人）の人口に対する割合。
や行	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。
や行	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童。
ら行	療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、身体や知的に障害のある児童等について、早期発見と早期治療及び相談・指導を行い、障害の軽減や訓練等による基礎的な生活能力の向上を図ること。
	労働力率	労働力人口（15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができるが、仕事についていない者の総称）の当該年齢人口に対する割合。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	個人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

総社市子ども・子育て支援事業計画

発行年月日 平成 27 年 3 月

発 行 総社市

編 集 総社市保健福祉部こども課

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号

TEL:0866-92-8268 FAX:0866-92-8385

<http://www.city.soja.okayama.jp>